

汪偽政權立法院の

初歩的分析

陳 紅 民・陳 書 梅

(訳 宮田千信)



中国抗日戦争時の汪精衛偽国民政府（一九四〇～一九四五年、以下「汪偽政權」とする）に関する歴史学界の研究成果は非常に多い。これらの研究は汪偽政權の誕生、発展、滅亡およびその政治、経済、軍事や清郷運動、新国民運動などの重大な活動を全面的かつ系統立てて論じている。しかし現在、汪偽政權の政治形態、政治体制および政治統治過程に対する緻密な研究はまだ不十分である。近年、ある学者がこの点に注目し、汪偽政權は傀儡政權ではあったが、汪偽国民政府が成立後、その政權の合法性を追究しようとしたため、日本帝国主義とある程度の衝突があったと述べている。ここで問題となるのは、(1)日本帝国主義の補佐のもと、汪偽政權はどのように運営されていたか、(2)また立法院のメンバーの背景はいかなるものか、(3)

汪偽政權が「合法性」を勝ち取るための努力および結果はいかなるものか、であり、本稿では個人檔案資料をもとに汪偽政權立法院の分析を試み、上記の三つの問題の答えを模索し、学界に教えを請いたいと思う。

一 汪偽立法院の成立と構成メンバーの分析

汪偽立法院は汪偽国民政府の最高立法機関であり、汪偽国民政府と同時に成立した。一九四〇年三月二〇日、汪精衛等は南京で偽中央政治会議を開き、そこで汪精衛に「中日新関係調整方針」を決定する権限を授け、また「国民政府成立大綱案」「国民政府政綱」「修正国民政府組織系統表」等の議案を可決した。一九四〇年三月三〇日、汪偽国

民政府代理主席兼行政院院長に汪精衛、立法院院長に陳公博、監察院院長に梁鴻志、考試院院長に王揖唐、司法院院長に温宗堯、華北政務委員会委員長に王克敏と、各院、部の、会の主要なメンバーが南京にて就任を宣誓した。日本の銃剣の保護のもと、汪偽国民政府は「国民政府遷都」の名目で正式に成立し、汪偽立法院およびその他の四つの院も同時に成立が宣言された。

汪偽政権は、国民党および国民政府の法律の伝統を継承すると公言したため、汪偽立法院の職責範囲、構成方法、委員数、委員の任期等の規定は国民政府立法院とまったく同じであり、ただ立法院の構成メンバーが異なったのみである。

汪偽立法院は一九四〇年三月三〇日に正式に成立し、一九四五年八月一六日に解散が宣言されるまで五年間続いた。この間に立法委員会は三回開かれた。一九四〇年三月二〇日、汪偽中央政治会議は汪偽立法院院長および立法院第一回委員会案を可決。一九四二年四月九日、汪偽中央政治会議は第八九回会議を開き、汪偽立法院第二回委員会案を可決。一九四四年四月二〇日、汪偽中央政治委員会第一三四回会議で汪偽立法院第三回委員会案を可決した。

(一) 汪偽立法院トップ層の分析

表1からわかるように、陳公博が立法院長を務めた期間

が最も長い。一般的に立法院院長というのは「閑職」と見られるが、陳公博は汪偽グループのナンバー2であり、その彼がなぜこのような職に就いたのであろうか。

それはそう理解しがたいことではない。陳公博は長期にわたり汪政治の追隨者であり、また汪の片腕でもあるからだ。しかしながら、一九三八年二月二十九日に汪精衛が「艷電」を発表した後、陳公博は香港に閉じこもり、汪に対して積極的な態度ではなかった。汪精衛の数度の催促によつてやつと一九四〇年三月一日に上海に到着し、汪精衛グループの活動に加わった。汪精衛は陳を大変頼りにしており、偽政府では陳に高い地位を与えたいと思っていた。しかし、陳公博が上海にきた頃には汪精衛グループの政府編成作業はほぼ終わりに近づいており、汪精衛に終始協力し、共に国民政府を裏切ることとなった周仏海や梅思平、林柏生らと比べると、「和平運動」における陳の「功労」はかなり小さかった。汪グループ内部にはいつも権力闘争が存在していたが、陳公博は周仏海のように権力争いに参加をせず、汪グループにおいて、超然とした地位に自身をおこうと努めた。それゆえ、各派間の摩擦を緩和することができた。もし陳が内部で調停をしなければ、とつくに内部分裂していたであろう。またそのため、汪精衛が陳公博を行政院院長にさせようとしたとき、陳はそれを極力辞退し、立法院長の職を求めた。立法院長はもともと「維

表1 汪偽立法院院長・副院長・秘書長

年代 職務	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年
院長	陳公博 (3.30 就任)	陳公博	陳公博	陳公博	梁鴻志 (11.18 就任)	梁鴻志
副院長	朱覆和 (9.12 就任)	繆斌 (2.13 就任)	諸来青 (8.20 就任)	諸来青	諸来青	諸来青
秘書長	胡沢吾 (4.8 就任)	周学昌 (5.14 就任)	彭義明 (5.4 就任)	彭義明	彭義明	黄曝寰 (1.12 兼任)

参考文献：『立法院公報』（汪偽）、『中華民國時期軍政職官志（下）』甘肅人民出版社、1990年、劉国銘編『中華民國国民政府軍政職官人物志』春秋出版社、1989年、劉寿林等編『民国職官年表』中華書局1995年。

新政府」行政院長梁鴻志に決定していたが、陳公博が立法院長になることが確定したため、改革派の梁は監察院院長となり、行政院長は汪自らが務めることとなった。

陳公博は立法院長に就任後、嚴格に立法院を制御し立法院の大権を一手に握った。表1からわかるように、汪偽立法院の副院長は一九四〇年九月まで空位となつてゐるが、これは陳公博がそのポストに相応しい人物がないと判断したためである。後にこのポストに就いた朱覆和はイギリスへの留学経験があり、汪偽立法院副院長を務めたときはすでに六四歳という高齢であつた。まもなく、繆斌に副院長が引き継がれた。繆斌はかつて黄埔軍官学校の教官であり、一九二八年立法委員となるが、まもなくある事件により離職し日本へ向かつた。一九三七年二月には偽中華民國臨時政府新民会中央指導部部长、一九四〇年八月には汪偽新民会副会長となり、一九四一年二月汪偽立法院副院長に任命される。しかし、まもなく、国民党軍事委員調査統計局のスパイと疑われ、汪精衛は繆斌を自宅軟禁するよう命じた^⑤。しかし、繆斌は引き続き汪偽中央政治委員の職務を継続した。繆斌の経歴からみても、汪偽政府内には恐れや不安が広がつてゐたのがわかる。繆斌の後、副院長を務めたのは諸来青である。彼は清朝末に日本に留学した経歴がある。一九四〇年三月国家社会党に加入、一九四二年八月から汪偽立法院が解散するまで副院長を務めた。

秘書長は初め胡沢吾が担当した。陳公博が立法院長となつた際、陳の腹心の何炳賢が立法院の秘書長の座を強く希望したが、陳は「何炳賢は何かとうるさいし、強情で秘書長の条件には合わない」として何を汪精衛に推薦したという。何炳賢は後に汪精衛により汪偽経済専門委員会の副主任を任された。陳公博が秘書長に任命した胡沢吾は東京大学法学部を卒業しており、汪偽国民党中央執行委員候補

であり、当時まだ三四歳だった。

一九四四年三月汪精衛は治療のため日本に行く。汪は日本に行く前に、陳公博が汪のすべての職位の「代理」を務めるよう指示している。一九四四年一月一日、汪精衛が日本の名古屋で病死すると、陳公博は偽国民政府主席の「代理」を務めるほか、行政員院長と軍事委員会委員長を兼任した。立法院院長には梁鴻志が就任した。梁鴻志は一九三八年三月偽維新政府が成立すると、維新政府の行政院院長と交通部部長を兼任し、一九四〇年三月には汪偽監察院院長に就任している。表一を見ると、梁鴻志が汪偽立法院長になった後も、陳公博が決定した立法院トップ層の構造は基本的に変わっていない。

汪朝光は「抗戦時期偽政権高級官員情況的統計与分析」の中で、偽政権高級官吏の中には黄埔軍官学校出身者がいないとしているが、汪偽立法院のトップ層の構成メンバーを分析してみると、汪偽立法院の中にも黄埔軍官学校出身者がいないということを書者は発見した。しかし、汪偽立法院トップ層の構成メンバーの中に黄埔軍官学校の教官だったものが二人いた。一人は前述した繆斌で、もう一人は胡沢吾に次ぎ汪偽立法院の秘書長となった周学昌である。周は黄埔軍官学校の教官を務めたことがあり、北伐時にはまた北伐軍政治部主任を務めた。一九四〇年九月、周学昌は汪偽国民党中央党務訓練団の教育長となり、後には

偽南京市市長にもなっている。黄埔軍官学校自身が学生に領袖（指導者）や主義への絶対的忠誠を教育しているのに、学生に忠誠を教育する教官が漢奸（売国奴、裏切り者）となるとは、ここに歴史の複雑さを垣間見ることができると。

(二) 汪偽立法委員の構成分析

一九四〇年四月二日、汪偽中央政治会議は秘書庁書簡をもとに杭錦寿ら五〇名を立法委員とすることを立案し、中央政治会議第一回会議で可決された。中央政治会議が一九四二年に決定した第二回立法委員と一九四四年に決定した第三回立法委員はすべて六〇名であった。汪偽立法委員はおおよそ三つのタイプに分けられる。

まず第一のタイプは、汪精衛、陳公博に追随するものである。このタイプはさらに二つに分けられる。一つは陳公博の腹心である。陳公博は仕事上で便宜をはかるために、立法院の人事に多くの自分の腹心を用いた。陳の腹心の中には単独で表に立てるような大物は少なく、また陳公博も自分の腹心だけをもつばら引き立てることはしなかった。陳の下には次のような人物がいる。比較的有名な周蔭庠は、もと無党派の「著名人」だが、そんな彼でも陳公博により偽侍從室主任に抜擢されたのみである。また袁愈佺だが、陳は偽軍事委員会の名義で禁煙総監督を設立し、自ら

総監につき、袁を副総監に任命した。吳頌皋は陳公博の上
海市長在任中に秘書長を務め、陳は後に彼を偽司法行政部
長に抜擢した。また、立法院内の陳の腹心には莫國康が
おり、彼女は陳公博が広州執信中学で教鞭をとっていたとき
の学生であり、偽立法院の親任秘書を務めたことがある。
後に立法委員となる。陳公博の長年の部下の王以義は一九
四二年夏、陳公博により中央政治委員会の専門委員とな
り、数か月後には立法院の立法委員となった。その他、陳
秋実、李時雨らがいた。これらはただ単に汪偽立法院の中
で職についたのみで、政権の中心には何の影響力もなかつ
た。

二つ目はもと改組派分子である。汪偽立法委員の中で、
もと改組派分子は十人余りにのぼる。例えば、肖恩承。彼
は汪精衛の上海到着後すぐに支持を表明する書簡を送って
いる。のちに陳は彼を汪偽立法院外交委員会委員長に任命
した。

陳公博はこの二つのタイプの人々に大きな期待を寄せて
いたが、残念なことにこれらの人々の能力は高くなく、重
大な任務を託すことができなかった。また陳公博は、汪精
衛とプライベートでも親交が深い、陳璧君の「公館派」
と手を組むことに抵抗があり、さらに孤立することとなつ
た。これも汪精衛死後、陳公博が汪偽政権で全局を掌握で
きなかった理由の一つである。

第二のタイプは、自らすすんで漢奸となったものであ
る。どのような人が望んで漢奸になるのであろうか。汪朝
光は漢奸誕生の原因を分析した際、偽政権の高級官吏およ
び基層社会の漢奸の背景をあげている。^⑩それでは立法委員
という中間層の漢奸の背景はどのようなものだろうか。

表2からわかるように、汪偽立法院立法委員の教育水準
は相当高い。すべての立法委員は大学以上の教育を受けて
おり、この割合は南京国民政府立法院の立法委員のそれを
超えている。南京国民政府第一期立法委員のうち大学以上
の教育を受けている割合は六〇%しかない。第二期でも七
三%に留まっている。専門性から見ると、南京国民政府立
法院の立法委員のうち法
律関連の専門を卒業した
のは第一期で一二名、第二
期で一七名である。^⑪しか
し表2では、汪偽立法院の第
一期立法委員のうち法律
関連の専門を卒業したも
のは三一名にのぼり、南
京国民政府立法院よりも
はるかに多いことを示し
ている。

この統計から疑問が浮

表2 汪偽立法委員出身大学

国外大学 (法律系)	22人	43.33%
国外大学 (その他)	11人	21.57%
国内大学 (法律系)	9人	17.55%
国内大学 (その他)	9人	17.55%
総計	51人	100.00%

出所：1940年5月、汪偽立法院秘書処作成
『本院委員出身統計表』、『立法院公報』
(汪偽)第二期。

かび上がる。なぜこのように高学歴のものが漢奸となるのか。彼らは汪偽立法院に就任する前はどのような経歴を持っていいのか。汪偽立法院のこれらの海外留学経験のある立法委員のうち、どれぐらいが日本に留学しているのか。彼らが汪偽立法院の任に就くことになったことと、留学経歴は関係があるのか。残念ながら、現段階での個人檔案資料ではこれらの問題に答えることはできないし、またこれらの方面の研究成果もない。現在、徐友春の『民国人物大辞典』（河北人民出版社、一九九一年）は民国の人物に関する辞典の中で収録された人数も範囲も最大であるが、この辞典でも汪偽立法委員の項目は微々たるものだ。

これは他の見方をすれば、汪偽立法院の立法委員には「有名」な輩が多くないことを示している。これは汪偽政権全体の情況とも一致している。侵略者日本は汪偽政権が全国各地の漢奸政権を統一し、重慶の国民政府と対抗することに希望を託した。この目的を達成するため、汪偽政権は国民党の名称、三民主義という看板、国名、国都、国歌、国旗等を変更せず、さらに多くの国民党官吏が自分たちの傘下に入るよう試みた。しかしながら汪偽政権にやってきたものはきわめて少なく、また多くが「声望」高からぬ者であった。まったく重慶政府の土台をぐらつかせることはできなかった。汪偽立法委員がみな比較的高い教育を受けており、多くが海外留学経験を持つということを考えると、

多かれ少なかれ、才能があるのに境遇に恵まれなかったという感がぬぐえない。しかし汪精衛に認められ、また立法委員というような「比較的高い」地位を得ることができる」と、一時の功名を得るために、彼らは自ら進んで漢奸となったのである。このような心理状態の人が汪偽立法院および汪偽政権の中に占める割合はかなり高い。

第三のタイプは、「曲線救国」思想を持ったもの。汪偽立法委員のうち数人は、汪精衛が行っていた「和平運動」が中日問題を解決し、平和を実現できると確信していたことも、除外することはできない。例えばある漢奸官吏は、「日本は経済が発展していて、実力も強大であるので、中国はまったく日本の敵にはなりえない。戦ってもまったく勝てる見込みがない」とか、「我々は日本を理解しているし、日本語もできるし、知り合いの日本人も多いので日本人と付き合うことが可能だ。必要なときは争えば、抑圧を軽減できる」と考えていた。ある学者は「このような認識こそ漢奸が悪の道に入る時の真情の一つであろう」と考えている。汪偽『立法院公報』の中の一つの現象がその証拠といえるかもしれない。汪偽立法院が法案を議決する際、ほとんど大多数の法案の議決に、過半数の賛成しか得ていない。一般的に考えると、偽政権に参加しているのは、品行のよくない文人、政客であり、彼らはイエスマンで傀儡でしかない。それゆえ、法案を議決する際には、全員異議

なしの可決こそが条理にかなっている。しかしながら、前述した事実のように、偽政権には自分の定見をもった汪偽立法委員がいたのである。ただ、最後には彼らも、ほとんどの状況下で自分は何もできず、身動きがとれない境遇にあることを悟っただろう。

資料が限られているため、汪偽立法院の大多数の立法委員の詳細な状況は未だ不明であるが、汪偽国民政府の構成メンバー同様、汪偽立法院のメンバーも決して一枚岩ではない。身は立法院にありながら心は他のところにあるものもあるし、また多くはどちらにどうか決めかねており、権力闘争に参加している。汪精衛政権は成立後、その政権の合法性を求めていた。しかし一方で、汪政権の合法性を得たいという願望と日本の汪偽政権に対する政策は互いに矛盾するものであった。また一方で、重慶国民政府は抗戦を続け、太平洋戦争が勃発後、中国の国際的地位は急速に上昇し、日本にとって形勢が不利になる情況のもと、汪精衛の政権が得られる国内外の支持は限られていた。このような情況により、汪偽政権（汪偽立法院を含む）に関わっている多くの人たちは心ここにあらずとなり、政治的忠誠度もかなり低くなってしまう。

一つ注目すべき点として、汪偽国民政府が成立したときに、「すべての公務員は近日中に北京に戻り、報告をせよ」との要請を出したが、汪偽政権成立後、一体どれほど

の人が重慶国民政府を離脱し、汪精衛について漢奸となったのであろうか。具体的な状況はまだ研究が待たれるが、立法院について言えば、抗戦時期の国民政府立法委員のうち、八人が「帰京報告」を行い、漢奸となった。さらにこの八名のうち、汪偽立法院立法委員になったのは杭錦寿と周緯の二人だけである。

二 汪偽政権立法院の立法情況の分析

立法は立法院の主要な業務である。汪偽立法院成立のころ、直面した最も重要な問題は、どのように立法をするかではなく、どのように以前の法令を処理するかであった。これはまた、汪偽政権が「合法性」を追求する上で直面しなければならぬ問題でもあった。

一九四〇年三月二二日、汪偽中央政治会議の第三回会議で「対重慶政府善後方法三項」案が通過し、「国民政府遷都後、重慶側の内外に対する各種政令、条約、協定、契約はすべて無効とする」と決議した。

一九四〇年四月一二日、汪偽国民政府は、一九四〇年四月六日の汪偽中央政治委員会第二回会議で議決した「国民政府遷都前法令之適應及修訂案」を汪偽立法院に渡し、従わせた。「一、すべての法令は民国二十六年（一九三七年）十一月一九日以前に施行したものを規範とすること。二、

すべての国内外の人民が遷都以前に他の法令によって得た権利や利益が国民政府の法令の適用によって損害や損失を被る場合、各級の行政及び司法機関は適切に妥当な方法をとって保留とし、裁定を待つて行政及び外交各機関が速やかに調整を行うこと。三、遷都以前に、国民政府法令と現行の政治要綱が相容れない場合は行政院及び立法院が政治要綱に照らし合わせ速やかに修訂すること。一九三七年一月一九日は国民政府が重慶に遷都した日である。上記の規定から以下のがわかる。汪偽国民政府および立法院が基本的に遵守しているのは、一九三七年一月一九日から前の国民政府の法令である。一九三七年一月一九日から一九四〇年三月三〇日の汪偽国民政府成立までの期間の重慶国民政府の法令に対しては、汪偽行政院および立法院は汪偽政権政治要綱に基づき修訂を行う。一九四〇年三月三〇日以降、重慶国民政府が公布したすべての法令に対して、汪偽政権は承認しない。汪偽国民政府および立法院が必要に応じて自ら法律の制定、公布を行う。このようにした目的は、一方では汪偽国民政府はもとからある「法統」（法の伝統）を継承していることを強調するためであり、もう一方では汪偽政権成立後、重慶政府が「偽政権」となったことを主張するためであった。こうして汪偽政権自身「合法性」を強調したのである。

(一) 汪偽立法院の立法プロセス

汪精衛グループは一九四〇年三月三〇日南京に偽政府を設立した行為を「遷都」と呼んでいる。原則的に、あらゆる党、政治システムは旧制度を踏襲しているが、具体的に政務を執行してみると、やはりいくばくかの違いがあった。立法院について言えば、汪偽政権立法院が立法活動を行うとき、遵守していたのは依然として一九三五年以前の国民党中央と国民政府公布の「法規制定標準法」「治權行使之規律」「立法程序綱領」「立法院議事規則」等の規定である。しかし、具体的な運用過程において汪偽立法院の立法プロセスは重慶国民政府立法院とやはり少し異なる。具体的に以下の二つの方面があげられる。

(1) 立法原則

抗日戦争期、重慶国民政府立法院は孫中山の遺訓を立法の最高準則としたほか、「抗戦建国綱領」の指導の下、抗戦建国の立法任務に力を注いだ。一方、汪偽立法院は法令の修訂および制定の際、孫中山のすべての遺訓を立法中の「形式上いろいろ変わっても本質は変わらない最高基準」としたほか、「遷都宣言、国府政治綱領」に立脚し、現在必要なものを仔細に観察し、平和的建国の立法任務に力を注ぎ、和平の実現及び憲政の実施を促進する¹⁸⁾としている。

「遷都宣言」および「国府政治綱領」は汪偽国民政府成

立の当日に正式に公布された。共に和平・反共・建国を主要な内容とし、対外的には「日本と共に努力し、善隣友好、共同防共、経済提携の原則に則って、過去のめめごとを一掃し、未来の親善関係を確立する」ことで「和平を實現」し、「憲政を実施」することを強調し、また国内に対しては、反共を主要任務とし、共産党の階級闘争学説に対し、「必ずや遺毒を無からしめ」、また過去の「個人独裁」を排除する努力をすることを強調した。

字面からみると、汪偽立法院と重慶国民政府立法院が従っている最高原則は同じで、共に孫中山の遺訓を立法の最高準則としている。しかし、具体的な立法原則については、両者には本質的な違いがある。一方は抗戦を原則とし、一方は強敵との親善を原則としている。立法原則の相違は具体的な立法の相違につながる。重慶国民政府の立法はみな抗戦建国を主な目的としているが、汪偽立法院の立法は、汪偽政権の合理性への追求を体現してはいるけれども、結局は日本帝国主義の要求に合わせなければならなかった。例えば一九四二年一月一日、重慶国民政府が世界反ファシズム陣営に加入し、「連合国共同宣言」に署名しているところ、汪偽政権は日本の意を受けてイギリス、アメリカに「宣戦布告」を宣言し、「今日より、イギリス、アメリカとは戦争状態に入った。我々は全力をつくし、友邦日本に協力する」と揚言した。汪偽立法院も一九四三年一

月一三日第七八回会議において全員一致で「国民政府対英美宣戦案」を可決した。

(2) 議事日程

汪偽立法院は議事の際、原則的には依然として一九三五年五月六日に国民政府が修正、公布した「立法院議事規則」に従っていたが、細部では独自の規定を持っていた。

「立法院議事規則」総則第七条には「本院会議及び各委員が会議を行う際、主席が総理の遺訓を読み上げ、全員起立する」と規定している。しかし一九四〇年四月二三日汪偽立法院第一回立法院会議の秘書長報告では、院長の訓諭で「本院議事細則第七条によると、会議を行う際に主席が総理の遺訓を読み上げる規定があるが、汪主席は過去に総理の遺訓読み上げ問題に対して、政府機関において必要なしと説明している。ゆえに本院では会議の際、この儀式を省略とする」としている。それゆえ、汪偽立法院の院会議では「総理遺訓」の読み上げを行わず、直接報告事項や検討事項に入っていた。

(二) 汪偽立法院の権限

国民政府立法院が成立後、その権力は国民党中央やその他の面に制約を受けてはいたが、抗日戦争前の実際の立法においてその権力や地位を過小評価することはできない。抗日戦争時、戦時政治体制と国防最高委員会の設立によ

り、立法院の実際の権力や地位は戦前と比べていくばくか弱まったが、それでもまったくなくなつたわけではない。

汪偽立法院は国民政府立法院の「法統一」を継承したが、実際の立法のプロセスにおける権力はどうかであったか。

一九四〇年四月二三日、汪偽立法院は第一回会議を召集し、秘書長は院長の訓諭を受けて次のように報告した。

「立法手続きに基づき、本院決議を経ていない各法律案を法律草案と称す。今回の会議では各院、部会の組織法を草案と称するが、各院、部会が先行成立又は組織改革を望み且つ中央政治委員会が決議した草案は、ひとしく本院に送り審議を行えば、本院の討論審査の権利を妨げるものではない⁽²⁶⁾」。これによると、まだ組織法が立法院で可決していないのに、先行して各部、会を成立、または組織改革を行つたということだ。実際の情況もこの通りであった。例えば、一九四〇年五月二日の偽中央政治委員会第五回會議第三案で、「軍事委員会提修正軍事參議院組織法案」は、決議により「ほぼ可決」で国民政府が先行して組織改革をすることを許可するほか、恒例通り立法院に渡り審議も行った⁽²⁷⁾。すなわち、先に組織改革を行い、後で立法院で関連法令を審議したのである。では、汪偽立法院はいかにして自身の議決、審査の権利を行使していたのだろうか。

「軍政部組織法」を例にとってみると、「修正軍政組織法案」は汪偽中央委員会秘書庁から汪偽立法院に送られ、立

法院が一九四〇年四月二三日第一回會議で議決した後、軍事委員会、法制委員会が共同でさらに審議を行っている⁽²⁸⁾。

審議の結果、例えば第二条は、各部規則を統一するため「最高」の後に「級」を加える、「機関」の二文字を削除して「長官」とする、「指導」の二文字を削除して「監督」

の前に「指示」の二文字を加えるなどの修正をしている。

また第三条は、上記理由で「最高」の後に「級」を加えるほか、「踰越」の「踰」を「逾」に変更し、二四年の軍政部組織法と同条の規定に倣い「時」を「者」に変更して

いる⁽²⁹⁾。その後、汪偽立法院は審議結果に基づき、一九四〇年五月七日、五月一日の第三、四會議で「審議により修正、可決する。また条文は記録、浄書し国民政府に提出

後、一九四〇年五月一八日公布する」と議決した⁽³⁰⁾。

上述の例からわかるように、偽中央政治委員会で法案の審議が行われた後、汪偽立法院ではその字句に対して修正を加えただけである。行政法規の審議に関してはすでに成

立または組織改革後の組織配置を参照して修正するのみであった。汪偽「立法院公報」には、汪偽立法院が独自に立

法した例は一つも見つけることができない。

一九四三年一月九日、汪偽中央政治委員会は「最高国防會議組織綱要」案を可決した。「綱要」の第一、二条で次のように規定をしている。「中央政治委員会は、戦時に

あつては時局の必要に應じて緊急処置をとることができ

る。現行の法律に対してはその効力を停止でき、また法律案については、必要に応じて、法的手順を省略し、直接国民政府に送って公布させ、立法院に送って審議に備えることができる」。この綱要では、法案の成立や廃止はすべて中央政治委員会の手掌握されている。そのため、その後汪偽立法院委員の中には法案の議論をする際、面倒を避けるため、法案の内容に関わらず、可決を主張するものもいた。

実際、汪偽政権の立法体系の中で、汪偽立法院はピラミッドの最下層にあった。最上層は日本帝国主義である。原則では日本は提案権を持たないし、立法原則も決定することができないし、具体的な立法プロセスに参加することもできないが、汪偽国民政府は日本に牛耳られており、日本の意図に従わないと何も進めることができなかつた。汪偽中央政治委員会が可決した法案も日本の意図と合わなければ紙くず同然だつた。ある汪偽立法委員がまさに言っている。「現在の中国の法律は人さえいれば変更が可能だ。本院立法委員のしている仕事はただ形式上のものにする³⁰ない」。

一九四五年八月一五日、日本は降伏を宣言した。一日、陳公博は偽中央政治委員会臨時会議を召集し、「国民政府」の解散を決議した。その晩、汪偽政権は「国民政府解散宣言」を発表した。汪偽立法院も当然もはや存在する

ことはない。現存する資料では、汪偽立法院第一一七回会議が一九四五年六月二七日に召集されているが、その後の会議記録は存在しない。第一一七回会議が汪偽立法院最後の会議であろう。

ある意味からいえば、汪偽立法院も汪偽政権の縮図である。汪偽立法院の初歩的分析を通じてわかつたことは、第一に、汪偽立法院に加わつた人はほとんどが「無名の輩」であり、彼らが汪偽政権へ加入した主要な動機は名譽と利益である。第二に、汪偽グループは国民党の「党統」と国民政府の「法統」を継承していると公言し、機構の設置など多くの面で重慶国民政府を模倣し、重慶と「合法性」を争おうとした。しかし、汪偽立法院の立法原則と国民政府のそれとは本質的な相違があつた。汪偽政権は実際の政治過程においても重慶国民政府とは本質的な違いがあり、この違いは、汪偽国民政府が傀儡政権にすぎないことを示している。第三に、汪偽立法院の立法プロセスが示すように、立法の最終決定権は汪偽立法院にはなく、汪偽国民政府にもなく、侵略者日本の手中にあつた。一つの政権が運営の過程において国外の侵略者の意図に従っている。このような政権がどうして独立性を語れるだろうか。この点だけとりあげても、汪偽政権と重慶国民政府を同等に見ることとはできない。独立性がないということも、汪偽政権が日本との抗争の中で政権の合法性を獲得しようという願望は

実現できないことを確定づけたのである。

注

〈1〉 汪偽政権の資料や個人檔案関連の出版物には以下のようなものがある。蔡徳金・李恵賢編の『汪精衛国民政府紀事』（中国社会科学出版社、一九八二年）は汪偽政権の誕生、発展および滅亡の歴史過程を中国で初めて全面的に記述した資料的著作である。黄美真・張雲撰の『汪精衛国民政府成立』（上海人民出版社、一九八四年）等も上記類に属す。他に中国第二歴史檔案館選編の汪偽『国民政府公報』（江蘇古籍出版社、一九九二年）および『汪行政院会議録』、南京市檔案館選編の『審訊汪偽政漢奸筆録』などがある。研究論著では、蔡徳金著の『歴史的怪胎——汪精衛国民政府』は中国国内で初めての汪偽政権史に関する著作である。復旦大学歴史系の余子道等の著作『汪精衛漢奸政権の興亡』は汪偽政権史の特定の問題を取り上げ、研究をした著作である。その他、論文も多い。蔡徳金の「汪精衛集団叛国投敵的前前後後」（『近代史研究』一九八三年第二期）、黄美真・張雲の「抗戦時期汪精衛集団的投敵」（『復旦大学学报』一九八二年第六期）は共に早い時期に発表され、影響力がある。汪偽政権の研究では、中国以外の国外の多くの学者も力を入れている。日本の学者では、安井三吉著の「日本帝国主義と傀儡政権」、古既忠夫の「汪精衛政権は傀儡ではなかったか」および「漢奸」の諸相

——汪精衛政権をめぐって」などがある。欧米学者では、王克文の「戦争的和平——試論汪政権の歴史的地位」（台北『国史館館刊』復刊第二二期）はかつて汪偽政権の歴史的地位に関して国内学術界の論争を巻き起こした。David P. Barrettらの汪政権にまつわる著作は、最近数年間の欧米学界における傀儡政権研究を代表している。例えば、David P. Barrett and Larry N. Shyu ed, *China in the Anti-Japanese War, 1937-1945: Politics, Culture, and Society*, Peter Lang Publishing, Inc., New York, 2001, Barrett and Shyu ed, *Chinese Collaboration with Japan, 1932-1945: The Limits of Accommodation*, Stanford University Press, 2001, Timothy Brook, *Collaboration: Japanese Agents and Local Elites in Maritime China*, Harvard University Press, 2005 などがある。

〈2〉 関係する論著には以下のものがある。張生等著の『日偽関係研究——以華東地区為例』（南京出版社、二〇〇三年）は、華東地区を中心として日汪関係の中から分析意義のある四つの側面を選び出し、深いレベルから多角的に日汪関係の実像を指摘し、日偽関係には結託、相互依存という面と、相互制約、利益衝突という矛盾した面が存在すると述べている。また張生の「論汪偽対国民党政治符号的争奪」（『抗日戦争研究』一九九九年第一期）は汪偽政権の高級官吏の背景等を分析している。周宗根の修士論文「糧食政治——従米糧統制透視日汪関係（一九四〇—一九四五）」（二〇〇一年五月、南京大学歴史系資料室）も汪偽政権の合法性の追求について述べている。

- 〈3〉 袁愈全『偽廷幽影録』中国文史出版社、一九九一年、三六〇頁より転載。
- 〈4〉 一九四二年、繆の子供、妻はひそかに重慶にもどる。繆は南京普陀路八号の自宅に私設無線局を設け重慶と連絡をとった。このことが汪偽の秘密工作員に知られることとなる。
- 〈5〉 安慧編『夢幻石頭城——汪偽国民政府秘録』團結出版社、一九九五年、五四頁。
- 〈6〉 李珂『陳公博』河北人民出版社、一九九七年、三四一頁。
- 〈7〉 汪朝光「抗戦時期偽政権高級官員情況の統計与分析」『抗日戦争研究』一九九九年第一期、八四頁。
- 〈8〉 『立法院公報』（汪偽）第二期。
- 〈9〉 『立法院公報』（汪偽）、『民国时期軍政職官人物志』の統計による。
- 〈10〉 汪朝光、前掲論文を参照のこと。
- 〈11〉 陳紅民・雒軍慶「国民政府一二兩届立法院組成分析」『民国檔案』二〇〇〇年第二期、六八頁。
- 〈12〉 紀敏主『偽滿皇帝群臣改造紀実』遼寧人民出版社、一九九二年、二二七、二二九頁。
- 〈13〉 汪朝光、前掲論文、八七頁。
- 〈14〉 中国歴史第二檔案館館蔵汪偽立法院檔案二〇〇八〇〇30「对重慶政府一切善後方法」。
- 〈15〉 その他の六人は、それぞれ補英達頼、林伯生、張国元、徐元浩、鄭洪年、吳開先。劉国銘『中華民國国民政府軍政職官人物志』（春秋出版社、一九八九年）、郭卿友編『中華民國时期軍政職官志』上（甘肅人民出版社、一九九〇年）、徐友春編『民国人物大辞典』（河北人民出版社、一九九一年）の統計による。
- 〈16〉 中国歴史第二檔案館館蔵汪偽立法院檔案二〇〇八〇〇30「对重慶政府一切善後方法」。
- 〈17〉 中国歴史第二檔案館館蔵汪偽立法院檔案二〇〇八〇215「立法院第一會議事日程」。
- 〈18〉 『立法院工作報告』（汪偽）（一九四〇年四月一日〜一月一日）、立法院秘書処編印（汪偽）、南京図書館特蔵部蔵。
- 〈19〉 『中華日報』一九四〇年三月三十一日。
- 〈20〉 『宣戦布告』『中華日報』一九四三年一月一日掲載。
- 〈21〉 『立法專刊』（汪偽）第三集、南京図書館特蔵部蔵。
- 〈22〉 『立法院公報』（汪偽）第一期。
- 〈23〉 陳炳山の学術論文「戦前「訓政」時期立法体制考析」（南京大学歴史系資料室所有）を参照のこと。
- 〈24〉 『立法院公報』（汪偽）第一期。
- 〈25〉 『立法院公報』（汪偽）第二期。
- 〈26〉 『立法院工作報告』（汪偽）（一九四〇年四月一日〜一月一日）、南京図書館特蔵部蔵。
- 〈27〉 『立法院公報』（汪偽）第二期。
- 〈28〉 『立法院工作報告』（汪偽）（一九四〇年四月一日〜一月一日）、南京図書館特蔵部蔵。
- 〈29〉 中国歴史第二檔案館館蔵汪偽立法院檔案二〇〇八〇

092 『立法院歷次會議日程及關係文書』。

〈30〉 中国歴史第二檔案館館藏汪偽立法院檔案二〇〇八〇

207 『立法院歷次會議記錄』。